

令和3年3月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

新型コロナウイルス関連給付金等と所得税の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方公共団体から多くの給付金や助成金が支給されました。これらの給付金や助成金についての所得税の課税関係についてまとめてみました。

(1) 非課税となるもの

給付金や助成金は基本的には課税対象となりえますが、①所得税の規定により非課税とされるものと②助成金の支給根拠となる法令により非課税となるものについては課税対象となりません。

- ① 所得税の規定による非課税
 - ・学資として支給される金品
 - ・心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金
- ②助成金の支給の根拠となる法令等による非課税
 - ・新型コロナ税特法や雇用保険臨時特例法など

(2)課税となるもの

上記(1)により非課税となる助成金以外の助成金については、①事業所得②一時所得③雑所得のいずれかの所得として所得税の課税対象となります。

但し一時所得に該当する場合、他の一時所得(ふるさと納税返礼など)と合算して 50 万以下なら一時所得の特別控除 50 万により課税所得はありません

(3)個別事例

- ①非課税となる助成金
- ①特別定額給付金 (新型コロナ税特法 4条 1項)・・10万円
- ②子育て世帯への臨時特別給付金 (新型コロナ税特法4条2項)
- ③学生支援緊急支援金(所得税法9条1項15号)
- ④低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 (所得税法9条1項17号)
- ⑤新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金 (所得税法9条1項17号)

その他

- ②課税となる助成金
- ①持続化給付金・・・給付の根拠となる所得により事業所得又は一時所得又は給与所得
- ②東京都の**感染拡大防止協力金・・・**事業所得
- ③雇用調整助成金…事業所得
- ④**家賃支援給付金・・・**事業所得
- ⑤医療機関·薬局等における**感染拡大防止等支援事業における補助金・・・**事業所得
- ⑤GoToトラベル・イート・イベント事業における給付金・・・一時所得
- ⑥マイナポント・・・一時所得

その他